

令和4年度二宮育英会奨学金を検討されている皆さまへ

二宮育英会では、社会に貢献する人材の育成を目的として、高等学校等の生徒さんへ学費を支給する奨学金事業を行っています。対象条件は下記のとおりです。

令和3年度より、奨学生認定基準の所得要件が改正されます。新しい所得要件は、就学援助費の支給要件と同等となりますので、現在就学援助費の支給を受けており、かつ下記の条件を満たす方は、奨学金支給の対象となる可能性があります。

なお、町外中学校へ在学されていて、下記条件に当てはまる方は、二宮育英会事務局までお問い合わせください。

記

支給額 月額6,000円 (6ヶ月毎に支給) ※前年度実績

支給条件 高等学校等卒業まで二宮町に在住し、人物的に優良で、次の①②のいずれかの要件を満たしており、かつ、下記の所得基準額以内の世帯に属する方

- ① 学業成績が優良であり、勤勉な姿勢で学業に取り組んでいる方。成績要件は、中学校第3学年2学期の評定平均が5段階評価で3.0以上
 - ② スポーツ・芸術面等で成績が優良であり、勤勉な姿勢で学業に取り組んでいる方。成績要件は、前年中ブロック大会ベスト4以上
- ※②の成績要件については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各種大会が中止になったことを勘案し、部活動に取り組む姿勢等を総合的に評価します。

< 所得基準額 >

その年の4月1日現在における生活保護法による年間の生活扶助基準額に基づき算定した前年中の同一世帯の所得が、次のいずれかに該当する世帯

- ア 保護者が1人の世帯で1.5倍以内
- イ 保護者が2人の世帯で1.3倍以内
- ウ ア、イ以外の世帯で特別の事情がある場合は1.5倍以内

※基準額は、世帯構成等により変動します。

所得限度額の目安

世帯人員	世帯構成 (例)	住居	所得限度額の目安
2人	親40歳、子15歳	賃貸	2,800,000円
3人	親40歳、子15歳、子13歳	持家	2,900,000円
4人	親42歳、親40歳、子15歳、子10歳	持家	2,800,000円

提出書類 **(1) 奨学生願書**

(2) 令和3年の1年間の収入が確認できる書類

※ 所得のある全世帯員分の源泉徴収票の写し、または、確定申告書の写し等を同封してください。

※ (1)(2)とも各中学校にご提出ください。

決定通知 6月頃に開催する二宮育英会理事会で奨学生を決定し、二宮育英会事務局より結果をお知らせします。

提出期限 **令和4年3月14日(月)**

※ 卒業式後となっておりますが、可能な限り卒業式前までにご提出ください。

問い合わせ先

二宮育英会事務局

(二宮町教育委員会教育総務課教育総務班)

TEL 0463-75-9261

平日 8:30~12:00 13:00~17:15